

令和5年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第5号
受 理 年 月 日	令和5年8月17日
件 名	西後保護地区周辺の緑地の保全を求める請願
請願者の住所 及び氏名	白 川 容 子 外921名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜 井 卓

【請願趣旨】

西後保護地区（南小学校前の雑木林）は、北本の大きな魅力である“雑木林のある街北本”のシンボルとして50年以上にわたり、近隣住民や近くの小学校・幼稚園・保育園の子どもたちが四季折々自然に親しむ場所として利用している雑木林です。南小通りに面した住宅地にあり、まさに“雑木林のあるまち北本”にふさわしいオアシスです。北本雑木林の会としても、発足当初から約30年にわたり地主さんに代わってごみ拾いや生い茂ったアズマネザサなどの下草刈りをしており、とりわけ親しみのある大切な雑木林です。

北本市は、西後地区と高尾阿弥陀堂地区の2か所を保護地区として指定しており、北本市緑の基本計画では「今後も指定を継続し積極的な維持管理を進めます」としています。しかし実際には、5年ごとの指定の更新の度に一部解除が進んでいます。昭和53年に西後地区が指定された時には約1.1ヘクタールありましたが、今年7月末にも更新を期に一部が解除され、0.19ヘクタールまで縮小しました。地主さんにとっても苦渋の決断だったそうですが、今後さらなる開発が進み、貴重な雑木林が失われてしまうことが懸念されます。

このままでは北本の貴重な雑木林が消滅してしまいます。今までどおり私たち市民みんなの癒しの場、憩いの場、自然学習の場、そして非常時の避難の場として、さらには環境の面からも大切な働きをしている雑木林を現状の姿で残すことは、未来の市民にとっても大変有意義であることから、以下のとおり請願いたします。

【請願事項】

1 西後保護地区及びその周辺に残っている雑木林について、公有地化するなど、将来にわたって確実に保全すること。